

糖尿病療養指導士兵庫県連合会 会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会の名称は、糖尿病療養指導士兵庫県連合会と称する。（以下「本会」とする）

第2章 目的及び事業

第2条（目的）

本会は、兵庫県下における医師並びに療養指導士を中心とし、その療養指導に関する知識の向上を図ること、さらに療養指導士間の連携を強化し治療への啓蒙活動を通して県民の糖尿病予防及び兵庫県における糖尿病治療全体への活性化を目的とする。

第3条（事業）

- 1) 本会の相互連絡、並びに研修プログラムの策定と実施・認定を行う。
- 2) その他、本会の目的を達成するための必要な事業を行う。
- 3) 年1回連合会総会を行う。
- 4) 共催事業として研修会を定期的に行う。

第3章 会員

第4条（会員の種類）

本会の会員は次の3種とする

- 1) 正会員
- 2) 賛助会員
- 3) 名誉会員

第5条（正会員）

正会員は、本会の趣旨に賛同し、その目的達成に共助する者とする。

第6条（賛助会員）

賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業発展を助成することを望む個人または、法人及びその他の団体で、理事会において承認されたものとする。

第7条（名誉会員）

名誉会員は、正会員であった者で、別に定める規定に基づき、理事会において承認された者とする。

第8条（経費等の負担）

会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として別に定める額を支払う義務を負う。

第9条（会員の資格喪失）

本会の会員が次の各号に該当する場合はその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき

- 2) 2年を超える会費の滞納をしたとき
- 3) 死亡または、法人及びその他の団体を解散したとき
- 4) 除名されたとき

第10条 (除名)

会員が次の各号に該当する場合は、総会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

- 1) 本会の会員としての義務に違反したとき
- 2) 本会の名誉を著しく毀損したとき
- 3) 本会の目的に反する行為があったとき

第4章 総会

第11条 (構成)

本会の総会は正会員をもって構成する。

第12条 (総会の招集)

総会は理事長が招集する。

第5章 役員等

第13条 (役員の設置)

本会に次の役員を置く。

- 1) 顧問 1名
- 2) 理事長 1名
- 3) 副理事長 3名
- 4) 理事 若干名
- 5) 監事 1名

第14条 (役員の任期ならびに選任)

- 1) 理事および監事は総会の決議によって会員の中から選任する。
- 2) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3) 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4) 顧問および監事は理事を兼ねる事ができない。
- 5) 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

第15条 (役員の職務)

- 1) 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2) 理事長は本会を代表し、会務を総括する。
- 3) 副理事長は理事長を補佐し総務、学術および認定について運営の総括を行う。

第6章 理事会

第16条 (構成)

- 1) 本会に理事会を置く。
- 2) 理事会はすべての理事をもって構成する。

第17条 (権限)

理事会は次の職務を行う。

- 1) 本会の業務執行の決定
- 2) 理事の職務執行の監督
- 3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

第18条 (開催および決議)

- 1) 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。但し、委任状による出席者を含む。
- 2) 議事の議決は出席者の過半数をもって決する。

第7章 会計

第19条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第20条 (会計)

本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- 1) 会費
- 2) 賛助会費
- 3) その他

第21条 (事業報告および決算)

本会の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 収支報告

第22条 (事務局)

- 1) 本会の事務局は次の場所に設置する。

糖尿病療養指導士兵庫県連合会事務局

株式会社プロアクティブ内

〒650-0034 神戸市中央区京町83番地 三宮センチュリービル 3階

Tel: 078-332-3703 Fax: 078-332-2506

- 2) 会計は事務局が行うものとする。

第8章 会則の変更

第23条（会則の変更）

会則の変更は、理事会で原案を作成し会員の了承を得るものとする。

第9章 補則

第24条（委任）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則

- 1 本会の会則は平成14年11月15日より施行する。
- 2 本規定は平成18年9月16日改正、実施する。
- 3 本規定は平成23年7月16日改正、実施する。
- 4 本規定は平成26年12月13日改正、実施する。
- 5 本規定は平成27年12月12日改正、実施する。
- 6 本規定は平成29年4月15日改正、実施する。
- 7 本規定は平成29年12月9日改正、実施する。
- 8 本規定は令和3年12月11日改正、実施する。